

# 丁鳥取県公報

平成17年3月29日(火) 号外第58号

每週火:金曜日発行

目 次

議会告示 鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正(6)(総務課)......1 鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正(7)(")......4

#### 告 議 会 示

## 鳥取県議会告示第6号

鳥取県議会情報公開条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

鳥取県議会議長前 宏 田

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後 改 正 前

(公文書開示請求書)

# 第3条 略

- 2 略
- 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、中部総 合事務所県民局、西部総合事務所県民局<u>日野総合事</u> <u>務所県民局又は八頭県民局</u>を経由して提出することが できる。

(開示の実施等)

#### 第6条 略

- 3 条例第14条第2項の議長が定める方法は、次の表の 左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の方法			
1 フレキシブルディス	用紙に出力したものの閲覧若			
ク <u>、光ディスク(CD -</u>	しくは交付又はフレキシブル			
R)若しくは光磁気ディ	ディスク <u>、光ディスク(CD -</u>			
<u>スク(MO)</u> に記録さ	<u>R)若しくは光磁気ディスク</u>			
れ、又は記録され得る	<u>(MO)</u> に複写したものの交			
もの	付			

(公文書開示請求書)

### 第3条 略

- 2 略
- 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、中部総 合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合 事務所県民局を経由して提出することができる。

(開示の実施等)

#### 第6条 略

- 3 条例第14条第2項の議長が定める方法は、次の表の 左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の方法		
1 フレキシブルディス	用紙に出力したものの閲覧若		
クに記録され、又は記	しくは交付又はフレキシブル		
録され得るもの	ディスクに複写したものの交		
	付		

略

#### 4 略

# 別表(第7条関係)

	区 分		金	額			
の写し	文書、図画若し くは写真を複写 したもの又は電	略					
の物品	磁的記録を出力	多色刷り の場合	1枚につき	30円			
に要す る費用	₩ <b>□</b>						
	スライドを印画し	したもの	1枚につき	110円			
	スライドを複写し	したもの	1枚につき	260円			
	電磁的記録を複写	I	1枚につき	30円			
	電磁的記録を複写 ディスク(CD		<u>1枚につき</u>	50円			
	電磁的記録を複写 磁気ディスク(M		<u>1枚につき</u>	380円			
	電磁的記録を複写音テープ	写した録	1巻につき	110円			
	電磁的記録を複写	号したビ	1巻につき	120円			
略							

備考 略

様式第5号(第5条関係)

公文書部分開示決定通知書

略

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以

略

#### 4 略

# 別表(第7条関係)

	区 分		金	額		
の写し	文書、図画若し くは写真を複写 したもの又は電	略				
の物品	磁的記録を出力 した用紙	多色刷り の場合	1枚につき	80円		
に要す る費用	略					
	スライドを印画	したもの	1枚につき	130円		
	スライドを複写	したもの	1枚につき	210円		
	電磁的記録を複 レキシブルディ		1枚につき	50円		
	電磁的記録を複 音テープ	写した録	1巻につき	130円		
	電磁的記録を複 デオテープ	写したビ	<b>1</b> 巻につき	170円		
略						

備考 略

様式第5号(第5条関係)

公文書部分開示決定通知書

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。

内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

公文書非開示決定通知書

略

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第5条関係)

公文書開示請求拒否決定通知書

略

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立

様式第6号(第5条関係)

公文書非開示決定通知書

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。

様式第7号(第5条関係)

公文書開示請求拒否決定通知書

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。

てをすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第5条関係)

公文書不存在決定通知書

田夕

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第5条関係)

公文書不存在決定通知書

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

# 鳥取県議会告示第7号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後 改 正 前 ( 収支報告書の閲覧等 ) (収支報告書の閲覧等) 第3条略 第3条略 2~6 略 2~6 略 7 前項第1号の申込書は、鳥取県総務部県民室、中部 7 前項第1号の申込書は、鳥取県総務部県民室、中部 総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合 総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総 <u>事務所県民局又は八頭県民局</u>を経由して提出すること <u>合事務所県民局</u>を経由して提出することができる。 ができる。 8 略 8 略

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

6	平成1/年 <b>3</b> 月29日	火曜日	馬	圦	県	公	较	(号外)第58号